

報告タイトル

ベトナムにおける社会保障制度のゆくえ
The Future of Social Security System in Vietnam

氏名(所属)

Nguyen Viet Tiep(東京大学)
NGUYEN Viet Tiep (University of Tokyo)

要旨(800字程度)

国民の生活を保障することは、ベトナム共産党および政府の重要な目標の一つである。そのため、1945年の建国以来今日まで社会保険（年金、医療、失業、労災、出産育児、遺族など）と公的扶助の構築およびその充実化が、試行錯誤を重ねながら行われている。

例えば、社会保険をみると、1946年に国家公務員の年金給付をはじめ、1950年に傷病給付、出産育児給付、労災給付、一時退職金給付など各種給付が順次導入された。国家公務員というごく一部の人々が対象であったところから、1961年に国営企業の従業員、1964年に軍人・下士官、1993年に従業員数10人以上の企業にまで適用範囲が拡大された。1995年に社会保険基金が設立され、これまで全額国庫負担だった社会保険が保険方式にシフトし、公務員・軍人・企業従事者すべてが社会保険の強制加入対象となった。2006年に社会保険法が制定されると同時に、社会保険の任意加入（2008年実施、年金給付と遺族給付のみ）と失業保険（2009年実施、強制加入のみ）が創設され、雇用関係のない農業従事者、自営業などのインフォーマルセクターに属する労働者も、任意加入とはいえ、社会保険にカバーされるようになった。このように、政府は強制加入と任意加入の組み合わせによって全国民を対象とする社会保険、広い意味では福祉先進国のような全国民のための社会保障制度を構築しようとしている。

しかしながら、大量のインフォーマル労働の存在によって、保険方式の大前提となる安定した雇用が形成できず、加えてグローバル化の急速な進行による産業構造の変化のなかで、強制加入および任意加入を合わせても、その加入者は生産年齢人口の32.4%に過ぎず、2/3以上の労働者が社会保険にカバーされていないのが現状である。

そこで本報告では、以上のようなベトナムの現状をより深く理解するために社会保障制度の形成過程を検討し、福祉先進国の経験と比べ何が異なったかを明らかにする。それを踏まえ、今後社会保障制度の導入を試みるアジアの後発国にいかなる政策的示唆が与えられるかを探ることが、本報告の最終目的である。